

崇徳院逃避行の供人、平家弘・光弘父子 —『保元物語』形成の一背景—

原水民樹

る。具体的に示すと、敗北を告げられた崇徳が狼狽する場面、

保元元年（一一五六）七月十一日未明に始まつた戦闘は、崇徳院方に利あらず、院方は敗走する。戦場を捨て、仁和寺に逃れ入るまでの崇徳逃避行の経緯を半井本『保元物語』に

より辿るなら、平家弘・光弘父子より敗北を告げられた崇徳は、炎上する白河北殿を落ちゆく。供人には「為義、忠正、頼憲、家弘、時弘」等の武士が付き従つたが、途中頼長が流れ矢に倒れる不測の事態もあり、如意山中にひとまずその身を潜めた頃には、付き従う武士は「家弘、光弘、季能、纏二三四人」となつていた。夜を待つて山を下りた崇徳は、家弘・光弘父子のかく輿に乗り、洛中をさまよつた末に、出家して、仁和寺に入り、同母弟の覚性にその身を委ねる。崇徳を仁和寺に送り届けた家弘は北山に逃れ出家する。

崇徳逃避行のあらましを半井本を以て示したが、稿者が留目したいのは、その逃避行に最後まで付き従つたのが平家弘・光弘父子だという点である。対象を他系統にとつてもこの事実は変わらず、とりわけ、金刀本には増幅現象が認められ

半井本が「院ハ四位少納言成隆ヲ召テ、御剣ヲ給トテ、『御命助進ヨ』ト被^レ仰テ、」と記すのに対し、金刀本は『『こはさていかゞすべき。家弘相構て、今度の命計たすけまいらせよ。』と仰下されけるこそ浅増けれ。四位少納言成澄をめして、御剣を給はす。』（傍線稿者、以下同）と叙し、崇徳の懇請が家弘に向かつてなされている（流布本も同趣だが、発言主体が崇徳か頼長か明確でない。京図本には相当記述がない）。また、如意山中に潜伏した崇徳に、さらなる遠行を勧める人物が、他本では、為義或いは不特定の供人であるのに対し、金刀本では家弘であること、さらに、家弘・光弘父子が崇徳を輿に乗せて洛中を彷徨う場面を、他本が「家弘、光弘、習又心二、御輿ヲ『カナタコナタヘ』ト被^レ仰ケレバ、仰ニ隨テゾ仕ル。『夜ノ程ハ仕共、明ナバ、何ナル事モヤ有ンズラン』ト、心憂共ヲロカ也。」（半井本に依る。他本同趣）と記すのに対し、金刀本の場合、「家弘父子も心にならはず、御こしをしてづからみづからかきたてまつり、（略）自害をせばやと思ふ事度々な

りけれど、さて院の御ことをば誰かは見とゞけまいらすべしと思ひければ、よろぼひくつかまつる」と、崇徳への家弘父子の忠誠心をより明確化している。金刀本における上掲現象は、物語が原初（少なくとも現存系統の共通祖本）から有していた、家弘主導による崇徳逃避行の構想を金刀本が継承・増幅したものと認識される。とまれ、『保元物語』は、崇徳逃避行に大きく係わる人物として家弘・光弘父子を前面に押し出す姿勢を本来的に有していたことが了解されよう。

ただし、物語全体に占める家弘・光弘父子の比重は重くはない。脇役にすら成り得ていない。崇徳逃亡の段以外に記される家弘及びその一門に関する記述の全てを半井本を以て左に抽出する。

① 新院、鳥羽ノ田中殿ヨリ白川ノ前斎院ノ御所へ御幸ナル。

(略) 御共ニハ、左京大夫教長卿、右馬権頭実清、山城前司頼輔、左衛門大夫平家弘也。

② 其上、為義ハ判官代ニ補セラレテ、「上北面ニ候ベシ。子

息頼賢ハ可レ為ニ藏人」ト被レ仰下ケリ。家弘ガ子息安弘モ、同被ニ召仰。

③ 新院ノ御所ニ参コモル人々ニハ(略)下総判官正弘、左衛門大夫家弘、七郎安弘、八郎憲弘、大炊助康弘、左衛門尉時弘、右衛門尉盛弘。

④ 為義、忠正、家弘等ヲ召テ、門々ヲ分給ヒケリ。(略) 西門ノ北面、春日末ナリ、家弘、子息・舍弟等相具シテ承ハル。

⑤ 為朝、康弘、藏人タルベキ由、仰ケル。

⑥ 北ノ春日面ヲバ、左衛門大夫家弘ガ弟ヤ子共相具シテ、堅メタルニ、安芸守、ソナタヘ向ガ、未寄モ不付。

⑦ 左衛門大夫家弘、右衛門尉盛弘、左衛門尉頼弘、文章生康弘四人ヲバ、藏人判官義康承テ、大江山ニテ是ヲ切。大火助度弘ヲバ、和泉判官信兼承テ、六条川原ニテ、是ヲ切。中宮侍長光弘ヲバ、平判官実俊承テ、船岡山ニテ是ヲ切。

左兵衛尉時弘ヲバ、周防判官季実切レトテ、是預ラル。

⑧ 実見ノ所ニテ、預タル家弘ガ弟、兵衛尉時弘ガ頸ヲ切ル。

⑨ 左衛門大夫入道家弘ノ北方モ、父子四人ニ後レテモ身モ投ズ。

⑩ 院ハ、去十一日ニ切ラレタル共知食サデ、「光弘法師事由申テ、『追テ参』ト云ベキ也。(略)」トゾ被レ仰ケル。

⑪ 行右衛門大夫入道正弘家弘ガ父也陸奥国ヘ被レ流。

⑫ 蓮如ガ夢ニ見タリケルハ、讃岐院ノ四方輿ニメシテ、為義父子六人先陣ニテ、平家忠正父子五人、家弘父子四人後陣ニテ、院ノ御所へ打入ラントルガ、

以上が、半井本における家弘一門に係わる記述の全てである。これら記述の内容を約言すると、①～⑤は家弘一門の参戦に係わる記述、⑥は彼らの戦いぶりについての簡単な記述、

⑦⑧⑨は断罪記事、⑩⑪は作中人物が、彼らに言及するもの、⑫は崇徳怨靈化を示唆する夢の一部、である。一見して明らかのように、上掲諸記述は、記録的色彩が濃く、家弘一門各々の人物像を浮かび上がらせる性格のものではない。

すなわち、物語全体を通してはほとんど存在感のない家弘並びに光弘が、崇徳逃亡の段においてのみ大きく取り上げられていることが明らかだが、この現象が生み出された理由については次のように考えられるのではないか。崇徳逃避行が家弘・光弘の献身に支えられたことは事実であり、この事実を基盤として、『保元物語』の当該章段が形成された、と。藤原頼長が重傷の身で南都に逃れその地に絶命するまでの経緯を『保元物語』は詳述するが、頼長逃亡・絶命を記す章段が、頼長に最期まで寄り添い、またその死を見届けた藤原經憲・玄顕の証言に淵源を発するのではないかとの考え方をかつて述べた⁽¹⁾。これと同様に、崇徳逃避行を語る章段については、家弘や光弘周辺に発した伝が物語形成の背後にあると推測されるのではないか。

二

崇徳に最後まで付き従つたのがなぜ家弘・光弘父子だったのか。以下、この点を考えてみたい。崇徳には藤原教長などの中、最も有力だったのは、源為義一門であろう。『保元物語』は、崇徳の近習教長の強勧に押し切られる形で為義がやむなく崇徳方となつたと記すが、彼が摂関家の藤原忠実・頼長に臣従していたことは夙に指摘されており、そうした年来の主従関係を踏まえての忠実・頼長からの強い要請が、為義をして崇徳参候へ踏み切らせたのではないか。上掲『兵範記』中の近習はいたが、彼ら貴族たちは戦時には無力であり、己が身を守ることさえおぼつかない。敗戦の混乱の中、崇徳を警護するのは武士でなければ叶わなかつた。保元の乱における崇徳方の軍事力については、その父、鳥羽の北面の継承として捉える向きもあるが、敵の後白河が国家権力を背景に軍事動員を行つたのに対し、崇徳方はもっぱら私兵に拠つた、そしてその私兵は、藤原忠実から頼長に引き継がれた摂関家

の権門武力であつたとの見方が一般的なようだ。

上皇於白川殿被整軍兵、是日來風聞、已所露顕也、散位判官代同時盛、藏人同長盛、源為国等各祇候、又前大夫尉源為義、前左衛門尉同頼賢、八郎同為知、九郎冠者等引率初參、頃年以來、依故院勘責各籠居、今當此時懇切被召出也、晚頭、左府自宇縣參入、前馬助平忠正、散位源頼憲、各發軍兵、偏為合戰儀、于時上皇左府合額議定、左京大夫教長卿同候御前、家弘為義忽補判官代、直被召御前、頼賢父被補六位判官代了、(『兵範記』保元元年七月十日条)により、崇徳方の武力構成の具体が知られるが、上掲武士の中、最も有力だったのは、源為義一門であろう。『保元物語』は、崇徳の近習教長の強勧に押し切られる形で為義がやむなく崇徳方となつたと記すが、彼が摂関家の藤原忠実・頼長に臣従していたことは夙に指摘されており、そうした年来の主従関係を踏まえての忠実・頼長からの強い要請が、為義をして崇徳参候へ踏み切らせたのではないか。上掲『兵範記』中には「初參」とあることも、そのあたりの事情を語つているようだ。そうであれば、逃亡の途中、為義一族が崇徳と袂を分かち、別行動を取つたことも納得がゆく。崇徳との関係においては、平忠正や源頼憲も同様だつた。彼らも又忠実・頼長との臣従関係の故に崇徳方に招集されたと考えられている。崇徳方の軍兵が、摂関家の私兵により構成されていたと説かれる所以である。それでは崇徳には固有の軍事力はなかつた

のか。院政の軍事力については、北面・武者所等の観点から分析がなされ、その実態が次第に明らかにされつつある。⁽⁵⁾

ただ、崇徳に関していえば、乱の直前七月一日の鳥羽の死までその支配下にあり、彼自身ついに院政を敷くことはなかつた。従つて、武者所や北面の武力も恐らくは警衛業務を大きく出るものではなく、軍事力と呼べるほどのものではなかつたのではないか。であるからこそ、忠実・頼長の抱える私兵に大きく依存せざるを得なかつたのだろう。前掲『兵範記』七月十日条に従えば、崇徳方の軍兵の基盤となつたのは、家弘一門と平時盛、平長盛及び源為国である。平時盛は平忠正の弟で「稻荷左大臣家司」(『系図纂要』)、平長盛は平忠正の長男で崇徳院蔵人・北面の武者、源為国は白河院蔵人頭清(一説にその兄惟清)の息(実父は頭清の甥盛清)で崇徳院判官代である。崇徳は、まず近仕の北面・武者所の武士をもつて軍兵を起ち上げ、次いで彼らとの縁並びに忠実・頼長の協力をまつて、源為義・源頼憲・平忠正らを召集したと思われる。

三

崇徳と家弘一門との間にはいかなる交渉があつたのか。この一門の性格や官歴については、米谷豊之祐氏⁽⁶⁾、野口実氏⁽⁷⁾等の調査・報告があるが、両氏による成果をもつてもこの疑問に対する満足な解答を得ることはできない。現存史料によつて知り得る家弘一門に関する知見は余りにも乏しい。が、とりあえずは両氏の論考に導かれたがら家弘一門の事跡を辿

る。

まずは、家弘。『尊卑分脈』には左掲の如くある。

母源頼義女
貞弘 — 正弘 — 家弘
光弘

母源頼義女
貞弘 — 正弘 — 家弘
光弘

家弘の経歴については既に野口氏の調査があり、新たに付け加える事跡を知らない。氏の論述の繰り返しとなるが、その官歴を示すと、大治五年(一一三〇)正月二十八日任右兵衛尉(『中右記』)、保延六年(一一四〇)正月九日任左衛門尉(『百鍊抄』)、康治元年(一一四一)六月十八日兼防鴨河判官(檢非違使右衛門尉)^(マヤ)(『本朝世紀』)、久安七年(一一五一)正月七日叙爵(『台記』)等となり、兵衛、衛門、檢非違使を経て叙爵する、という京武士の一般的な道筋を歩んでいる。崇徳与同の罪により、保元元年(一一五六)七月三十日源義康の手により大江山辺で斬罪された(『兵範記』)。崇徳との關係について特に注目すべき事跡を見いだすことはできない。

ただ、久安六年(一一五〇)八月五日、「興福寺衆徒数千人、春日神民二百人許」が梓榦を捧げて入洛し、示威を行つた。その折、家弘が崇徳院御所の警衛にあたつてゐる(『本朝世紀』)。また、仁平二年(一一五二)九月十日には源滿義が、弟と妻を伴つて、崇徳の御所に乱入り、刃傷に及んだ後、自刃するという事件が起つたが、その時、これを「揚」めたのが「家弘及武者所等」であった(『台記』十二日条)。新日

本古典文学大系『保元物語 平治物語 承久記』付載「保元物語 平治物語 人物一覧」は、後者の事件を根拠として、家弘が「崇徳院に近仕したようである」と記すが、この推測を是とすべきだろう。

次に家弘の父の正弘だが、彼についても野口氏により基本事項が押さえられている。『尊卑分脈』には「使 従五下 母主計允貞義女」とある。また、任時は分からぬが、「右衛門尉平正弘可還着」（『中右記』天永二年十一月十九日条）、「同（＝左衛門尉）正弘」（『長秋記』元永二年六月二十八日条）、「檢非違使（略）尉季則、明兼、正弘」（『長秋記』大治四年四月二十五日条）などとあることから、その官歴のおおよそが知られる。『本朝世紀』久安三年（一一四七）六月二十八日条を始め、『台記』『兵範記』などに「散位」とあること、『尊卑分脈』に「從五下」とあることよりして、久安年間の中頃までに叙爵して、左衛門尉を退いたのであろう。また、「下總判官」（半井本）、「下野判官代」（流布本）、「下総左衛門大夫」（『源平盛衰記』）との呼称も見いだされるが、これは、その父貞弘が下野守であつたことに由来するものだらう（「下総」は「下野」の過謬か）。なお、正弘が保元の乱に参戦したか否かは明らかではない。『保元物語』の半井本・流布本は、参戦者に数えており、『愚管抄』も「為義ガホカニハ、正弘・家弘・忠正・賴憲ナドノ候ケル」と記す。しかし、参戦武士の多くが斬首された中、正弘は陸奥流罪となつている事実（『兵範記』八月三日条）、及び『兵範記』に記された配流者中、正弘

のみが武士である事実を考慮するなら、「正弘自身は高齢であり直接関与しなかつたので、子孫らの罪に縁座し所領没収・流罪となつたと考えられる⁽⁹⁾。」との井原今朝男氏の判断を是とすべきかと思われる。

正弘についても崇徳との緊密な縁を示す史料を見いだせないが、元永二年（一一一九）六月二十八日顯仁親王（後の崇徳）の所始において、五人の侍の一人に選任されたこと（『長秋記』）より崇徳との縁が始まつたのだろう。『春日權現驗記』には「勸修寺晴雅律師ハ左衛門大夫正弘か子、母ハ待賢門院の堀川ときこえし歌人養女なり⁽¹⁰⁾」とある。これに従えば、正弘は待賢門院堀河（堀川）の養女を妻妾の一人としていたことになり、この筋からも崇徳と繋がる可能性はある。ただし、当該記述については他史料をもつてその裏付けを得ることができないし、晴雅の系譜についても疑問があるよう⁽¹¹⁾だ。待賢門院堀河は、鳥羽の皇后で崇徳の生母待賢門院璋子に仕えた女房である。歌人として名高く、「久安百首」において崇徳から歌を召され、また、崇徳との間に贈答歌もあり、歌を通じて両者に親交のあつたことが知られている。生没年は未詳だが、「康和二年（一一〇〇）ころ出生」し、「保元・平治氏の推測⁽¹²⁾」の間、六十歳くらいで世を去つたのであろう」との森本元子『春日權現驗記』の記載は、年代的には矛盾はない。父とされる正弘との関連だが、『春日權現驗記』は晴雅の死去を寛喜二年（一二〇〇）の頃とする。正弘が父なら、晴雅の出生年は、常識

的に考えて正弘が流罪された保元元年（一一五六）を降ることはあるまいから、仮に保元元年の出生とすれば、享年は七十五歳あたりとなり、とりたてての年次面での矛盾はない。ただ、配流された時点で正弘が既にかなりの高齢だつたろうことを考慮するなら、正弘・晴雅父子説に疑問がないわけではない。かりに、『春日權現驗記』の記すところが誤伝であるにしても、そうした伝が胚胎するその背後に、正弘を崇徳圏内の人物と捉える認識が通行していたと考えることは率強にすぎようか。

合戦に加わった家弘の子息や兄弟については『保元物語』内部で異同や混乱がみいだされ、各々の当否を確定しがたい。

『兵範記』は、七月十日条に崇徳方として「散位平家弘、大炊助同康弘、右衛門尉同盛弘、兵衛尉同時弘」の名を記し、七月二十七日条の「罪名宣下」には「右衛門大夫平家弘、（略）大炊助平康弘、右衛門尉盛弘、兵衛尉同時弘、（略）平光弘」の名を載せる。また、三十日条には「又被行斬罪、家弘、康

弘、盛弘、時弘、光弘、頼弘、安弘、已上藏人判官義康、於大江山辺斬云々」と記す。他に、『帝王編年記』（保元元年七月二十九日条）は「同意武士為義已下被斬首事（略）家弘法師（略）平度弘正弘息_同盛弘左衛門尉時弘同左兵衛尉光弘法師家弘息_同安弘法師_同頼弘_同」と記す。以下、『兵範記』『帝王編年記』の二書に掲出されている家弘一門の人物を箇条的に見てゆく。

① 光弘 『保元物語』において、光弘は父家弘と共に崇徳

を仁和寺に送り入れる役割を担つて登場する。また、讚岐に配される崇徳が、護送役の源重成に、光弘（京図本では時弘）への伝言を託す場面が設けられており、物語には、光弘に対する崇徳の並々ならぬ思いが描き込まれている。ただし、現存史料は両人の関係について語ることがない。

『尊卑分脈』『帝王編年記』には家弘の息とあり、流布本『保元物語』には家弘の三男とある。官職については、『兵範記』仁平三年（一一五三）十二月二十八日条に「馬允」、久寿二年（一一五五）十二月十七日条に「左衛門尉」と見えるが、任時は分からぬ。高陽院泰子（忠実の長女で鳥羽の皇后）の侍でもあり（『兵範記』久寿二年十二月十七日条）、忠実の春日参詣にも扈從している（『兵範記』仁平三年十二月二十八日条）ので、忠実にも臣従していたことが知られる。『保元物語』の流布本や京図本には「中宮侍長」とする伝本もある。保元元年七月三十日に処刑（『兵範記』）。

② 頼弘 系図類、家弘の子とし、『尊卑分脈』は「左兵尉」、『桓武平氏諸流系図』（『中条町史』資料編第一巻所収、山形大学蔵中条家文書）は「左衛門尉」とする。『保元物語』には、「左衛門尉」（半井本）、「右衛門太夫」「右兵衛尉」（流布本）と見える。保元元年七月三十日処刑（『兵範記』）。

③ 康弘 既に野口氏の指摘があるが、「正六位上、平朝臣康弘、被_{新院}文_{新院}章博士宣傳、件人々宜補擬文章生職者」、「平康弘、繆裾」、「登省輩十五人貢挙次第、（略）平康弘、

男家弘（略）余貢五人光親孝資信義（『兵範記』仁平四年六月十九日～二十四日条）、「三院舉（略）正六位上平朝臣康弘 新院北面衆」（『大間成文抄』第十）などの記事より、康弘が家弘の男であり、崇徳の北面衆であったこと、崇徳の挙により仁平四年（一一五四）文章生試に及第したことなどが知られる。『保元物語』では、「大炊助康弘」「文章生康弘」（半井本）、「文章童生康弘」（流布本）、「文章博士康弘」（京図本）などとある。『兵範記』保元元年七月二十七日条に「大炊助平康弘」とあることに従えば、保元の乱の折りには、大炊助だったか。崇徳の恩顧を受けていたことは確かなようだ。保元元年七月三十日処刑（『兵範記』）。

④ 安弘 『帝王編年記』に「安弘法師_同」（同は家弘息の意）とある。記録中では、『兵範記』七月三十日条の斬刑者中に「安弘」と見える以外のことを知らない。『保元物語』には、「七郎安弘」（半井本）、「文章生安弘」（金刀本・鎌倉本）、「其子（家弘の子）文章生安弘」（流布本）と見えている。保元元年七月三十日処刑（『兵範記』）。

⑤ 盛弘 『帝王編年記』に「盛弘_同左衛門尉」（同は正弘息の意）と見える。彼についても野口氏の論考に詳しく、新たに付加する事柄はない。保延五年（一一三九）六月二十七日、鬨諍を起こした皇后宮侍（皇后は忠実女の高陽院泰子）豊原奉重を、侍長であつた盛弘が捕縛し、その功により、七月一日兵衛尉に任じられた（『台記』）。また、久安四年（一一四八）正月二十八日、左兵衛尉から右衛門少尉

に転じた（『本朝世紀』）。頼長の春日参詣の際の舞人の一人としてその名が見える。（『台記別記』仁平三年十一月二十六日条、『兵範記』同日条）。保元元年七月三十日処刑（『兵範記』）。

⑥ 時弘 彼についても野口氏の指摘が尽くしている。『桓武平氏諸流系図』によれば正弘の息。『帝王編年記』にも「時弘_同左衛門尉」（同は正弘息の意）とある。『保元物語』の中には「右衛門尉」「左衛門尉」とするものもあるが、「左衛門尉」が是（『台記別記』仁平三年十一月二十六日条、『兵範記』保元元年七月十日条等）。頼長の春日参詣の際の舞人の一人として盛弘とともに祇候（『台記別記』仁平三年十一月二十六日条、『兵範記』同日条）。保元元年七月三十日処刑（『兵範記』）。

『兵範記』に、処刑された旨を記される家弘一門の人物は以上だが、『帝王編年記』には、この他に「平度弘_{正弘息}大炊助」の名が見える。『桓武平氏諸流系図』にも家弘の弟に「度弘大炊助」とあり、『保元物語』にも「大炊助度弘」（半井本・金刀本）、「家弘が弟大炊助度弘」（流布本・鎌倉本）と見えるが、詳しいことは分からぬ。この他、半井本には「八郎憲弘」の名が見えるが、この人物についても分からぬ。これらの記事より、家弘・時弘・盛弘・（度弘）が正弘の子、光弘・頼弘・康弘・安弘（或いは憲弘も含むか）が、家弘の子ということになる。正弘の子姪は、家弘父子を中心には多くが崇徳方として参戦し、乱後ごとく処刑されたと思わ

れる⁽¹³⁾。正弘については、井原氏により、「院政期に信濃から越後にかけて伊勢神宮領の御厨分布地帯に沿つて勢力を浸透させていた」諸大夫と見る説が提出されており⁽¹⁴⁾、それを受けた野口氏は、家弘が「軍事貴族としてのステイタスの高さ⁽¹⁵⁾」を有していたと見る。また、米谷氏は貞弘（正弘の父）について「院下北面にくみ入れられたであろう」が、「中央官界で喧伝されるほどの武者ではなかつたと推定される」⁽¹⁶⁾とし、正弘・家弘について「彼ら父子は白河・鳥羽両院から特に愛顧されている迹を見ないが、なお院政権防衛の一翼を担うものとして期待されていた」と述べている。このように正弘一門については、史家により、京武者としてそれなりの評価・認識がなされているようだ。米谷氏の推察のごとく、貞弘が白河の北面の武士であつたとすれば、これにつながる形で、正弘が顕仁（崇徳）の侍に任じられたのが両者の縁の始まりであり、或いは待賢門院堀河との縁も与つて、その臣従度が深まつたものか。以上、眺めた限りでは、崇徳近仕の武士中、家弘・光弘が特に厚い信任を得ていた事実は確認できなかつたが、この一門が崇徳に近仕し、恩顧を受けていただらうことはある程度推測されよう⁽¹⁷⁾。

四

上述の限りでは明徴は得られなかつたが、『保元物語』の崇徳逃避行記事は、作者の自由な想像力のもと適当に人物を配して作り出されたものではなく、信頼し得る何らかの史料を

背後に、そこから大きく逸脱することなく作成されたと考えてよいのではないか。『保元物語』で、崇徳は逃れどころを求めて京洛を彷徨う。「女房阿波局」宅に向かい、次いで「左京大夫教長」邸を訪ね、さらに「少輔内侍」の門を叩く。崇徳が頼ろうとしたこれら三人の人物名がすべての系統で一致していることより、それが物語の原初からの姿であつたことを知る。この三人について言えば、教長は崇徳の近習としてよく知られる人物であるから、彼を頼ろうとした崇徳の心情は充分に理解できる。ただ、教長自身逃亡を続ける身であつてみれば、崇徳の身を案じる余裕はない。「女房阿波局」については、『平安時代史事典』付載「日本古代後宮表」は、彼女を『兵範記』久寿三年（一一五六）正月七日条に見える「新院女房阿波」（皇后宮大進藤原資憲の妻で俊光の母）に同定する。新日本古典文学大系本付載「人物一覧」も、未詳としつつも、同一人物かと推測する。また「少輔内侍」を「人物一覧」は『愚管抄』に見える少輔内侍と同一人物だらうと推考する。確定的ではないが、同定の可能性のある人物が実在する事実は、これらの場合も又、『保元物語』の作者が荒唐無稽な名前を連ねたのではないことを示している。言うまでもないが、逃亡中の崇徳が、彼らの居宅に向かえ、と実際に家弘らに命じたと稿者は考えているわけではない。物語中の崇徳の頼ろうとした人物が作者の全くの案出ではなく、実際に崇徳と交流のあつた人物に同定できる可能性のあることに注目したいのだ。

小稿の意図は、『保元物語』がその行文の背景にかなり信頼し得る史料を有していただろうことを、崇徳逃避行に関わる章段を用いて確認しようとするものだったが、結果としては、野口氏を始めとする諸先学の成果に大きく依存し、かつ、いくほどの進展も得られない立論にとどまつた。この推察を裏付ける有力な史料の探索に心がけたい。

ところで、二本松泰子氏は、崇徳院の洛中彷徨に「如意山」「東光寺」「二条大宮」「知足院」など、「御靈信仰と関わり深い場所」が記されていることより、当該話 자체を「物語が独自に描こうとした『伝承』として解釈するのが妥当」とし、崇徳が「後に怨靈化する魂を錬成してゆくモチーフとも」理解する⁽¹⁾。氏の認識法は、該話の背景に史料の存在を想定する稿者の行き方とは立場が異なるが、史料と伝承という一見相容れない二要素が融合するところに、物語の醸成があるとすれば、氏の論は稿者にとつても甚だ示唆に満ちている。

注

- (1) 「頼長の死を語る男たち—保元の乱伝承考」(『国語と国文学』昭5・八)。
- (2) 横澤大典「白河・鳥羽院政期における京都の軍事警察制度—院権力と軍事動員ー」(『古代文化』52⁷ 平4¹・十 一一)。
- (3) 田中文英氏は、その軍事力は、基本的には(1)源平武士団……源為義を中心とする坂東の源氏武士団、源頼憲

とその子盛綱らの多田源氏の武士団、平忠正(忠貞)・平正弘らの平氏武士団、(2)家領莊園の軍兵、(3)興福寺の軍兵、の三つから構成されており、このうち乱を戦つたのは(1)であると述べる(「院政期における政治史研究の一前提—政治権力の武力構成をめぐって—」(『日本史研究』122 昭4⁶・十一、後に『院政とその時代』思文閣出版 平5¹に補訂収録))。しかし、(1)の「坂東の源氏武士団」を率いたのは、為義ではなく、敵となつた嫡子源義朝である。

(4) 元木泰雄『院政期政治史研究』(思文閣出版 平8)。

(5) 吉村茂樹「院北面考」(『法制史研究』2 昭2)、石丸熙「院政の構造的特質について—十二世紀受領層の動向を中心に—」(『北大史学』1² 昭3⁷・七)、注(3)の田中論文、井上満郎『平安時代軍事制度の研究』(吉川弘文館 昭5)、秋山喜代子「『北面』と近臣」(『史学雑誌』10³—1¹ 平6・十二、後に『中世公家社会の空間と芸能』山川出版社 平5¹に収録)ほか。なお、吉村・石丸論文は後に『論集日本歴史3 平安王朝』(有精堂出版 昭5)に収録。

(6) 『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文芸社 平5)。

(7) 「院政期における伊勢平氏庶流」「同補遺」(『研究紀要』6¹・7¹ 京都女子大学宗教・文化研究所 平5¹・三、16¹・三)。

(8) 注(6)の米谷氏の著書。

(9) 「中世善光寺平の災害と開発—開発勢力としての伊勢平氏と越後平氏」（「国立歴史民俗博物館研究報告」⁶ 平⁴・三）。

(10) 興福寺藏『春日御流記』（原本未見。東京大学史料編纂所蔵写真帳に依る）には「養女」ではなく「養母」とある。しかし、晴雅の母親を堀河の養母とすることには年代面で無理があるか。

(11) 神戸説話研究会『春日権現験記繪注解』（和泉書院

平⁷）は、晴雅が『尊卑分脈』では源雅綱の子であること、また、『兵範記』『山槐記』『吉記』等に「晴雅」なる人物名が見いだされることを指摘するが、ここに言う「晴雅」に同定できるかどうか定めがたいとする。

(12) 「院政期の女流歌人—特に待賢門院堀河とその歌集—」（『講座平安文学論究』第三輯 風間書房 昭¹）。

(13) 『桓武平氏諸流系図』には、上掲の他に、正弘の子息

として、濟弘、国弘、宗能、有盛の名が見いだせるが、彼らの去就については明らかでない。ただし、該系図には錯乱があるらしい。

(14) 注(9)の論文。

(15) 注(7)の論文。

(16) 注(6)の論文。

(17) (18) (19)

盛弘が忠実の長女高陽院の侍長、光弘が侍であつた事実より、正弘一門は忠実とも繋がつていた事が知られる。その軽重はともかく、崇徳と忠実・頼長に対する二重の臣従構造があつたと見るべきだろう。それはまた、家弘一門に限らず、崇徳方となつた武士の多くに当てはまる。

(18) 「『平治物語』における信頼像の意図—物語の構造・主

題と関わって—」（「軍記と語り物」¹ 平⁷・三）。